事　務　連　絡
令和６年８月１日

公益社団法人　日本産婦人科医会　御中

こども家庭庁成育局母子保健課

【再周知】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。不妊症に係る医療機関の情報提供については、「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」（令和６年６月19日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）においてご協力のお願いをしたところですが、令和６年８月１日より登録期間がはじまりましたので、ご報告申し上げます。

生殖補助医療については、令和５年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。令和６年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することとします。

ついては、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に再度周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

尚、当該事業に協力することは、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準になっておりますことを申し添えます。

別紙１

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

１　趣旨

生殖補助医療については、令和５年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。

令和６年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することといたしますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

２　情報の登録方法等

（１）対象医療機関について

- 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（２）登録方法

- 以下のＵＲＬにアクセスし、メールアドレスを登録してください。
  https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/
- 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたＵＲＬにアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

※　昨年度含め下記の登録期間以前に登録した医療機関についても、（３）の期間に再度登録が必要となります。

（登録が必要となる主な情報）

- 医療機関の施設情報
- 届け出している診療報酬項目
- 配置人員
- 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
- 治療実績（令和４年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
- 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
- 治療指針

等

（３）登録期間

令和６年８月１日（木）～令和６年８月３１日（土）

※　上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、（４）でお示しする事務局にご連絡ください。

（４）連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業　医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail：clinic-information@funin-fuiku-cfa.com